

令和4年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時 令和4年6月27日（月）10時10分～11時30分

場 所 市民交流センター 第1会議室

出席者 [委員] 南川 秀樹、小林 潤
田中 美乃里、萩原 直樹、柳 勇次
大橋 哲郎、中嶋 悦子、渡邊 仁史

欠席者 [委員] 橋詰 博樹

事務局出席者 環境都市部長 石井 義久
環境都市部次長 青柳 大典
資源循環課長 中村 純一
資源循環課資源循環係長 森下 聡子
資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均
資源循環課資源循環係主事 今村 聡志
環境クリーンセンター所長 小川 慎
環境クリーンセンター収集係長 鷺原 尚仁
環境クリーンセンター処理係長 岩崎 敦

会議公開の可否 可

傍聴者 0名

議題等 (1) 「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）について」（諮問）
(2) 逗子市におけるごみ処理の現状
(3) 生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）について（審議）
(4) その他
ア 今後のスケジュールについて
イ その他

配付資料 令和4年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第
資料1 逗子市廃棄物減量等推進審議会 関係条文
資料2 逗子市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿
資料3 任期期間における審議内容及びスケジュール（案）
資料4 逗子市廃棄物減量等推進審議会 諮問・答申一覧

- 資料5 生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）
- 資料6 令和3年度清掃事業の概要
- 資料7 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画
- 資料8 逗子市一般廃棄物処理基本計画
- 資料9 逗子市災害廃棄物処理計画
- 資料10 逗子市のごみと資源物の出し方（C U Z）
- 資料11 環境クリーンセンターパンフレット

【事務局】 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和4度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日は、新しい任期の第1回目ですので、後ほど会長、副会長の互選をお願いする予定です。それまでの間、僭越ではございますが、私、環境都市部資源循環課長中村が進行を務めさせていただきます。

それでは、早速皆様に市長から委嘱状の交付をいたします。

市長が順番に回りますので、お名前をお呼びいたします。

小林潤様。南川秀樹様。田中美乃里様。萩原直樹様。柳勇次様。大橋哲郎様。中嶋悦子様。渡邊仁史様。

橋詰博樹様は欠席となります。

それでは、ここで市長からご挨拶申し上げます。

【桐ヶ谷市長】 皆さん、おはようございます。本日は、皆様に委嘱をさせていただきました。これから2年間、委員のほうをお務めいただきたい。よろしく願いをいたします。

今、逗子市は大変大きな転換点に来ております。生ごみの広域化をこれまでも進めてまいりましたが、その中でまた大きな転換点を迎えます。そうした意味では、皆様のご意見をしっかりと市政に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付させていただきました名簿の記載順に自己紹介をお願いします。資料2が名簿になっております。

南川委員からお願いいたします。

【南川委員】 ご紹介いただいた南川秀樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長い間、環境問題に携わっております。特に廃棄物の広域処理、極めて大きな課題でございます。それにチャレンジしておられる逗子市の応援をしたい、心からそう願っております。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 続きまして、橋詰委員は欠席ですので、小林委員お願いいたします。

【小林委員】 工学院大学の小林と申します。よろしくお願いいたします。

前職が、国立環境研究所で廃棄物の処理、特にエネルギー回収ということに関連を進めてまいりました。今回は特に生ごみのバイオマス処理ということで、肥料化とか、その辺の話がメインだと思いますが、その辺のこともそれなりに勉強してまいりましたので、一助になればと思います。

よろしくお願いします。(拍手)

【事務局】 田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 皆さん、こんにちは。田中美乃里と申します。

商工会の理事をしております、そちらからということで出席をさせていただいています。

中身は、逗子生まれ逗子育ちで、日々、キエーロにお世話になっている一市民ですので、両方の観点から参加できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 萩原委員、お願いいたします。

【萩原委員】 萩原と申します。よろしくお願いいたします。

逗子のスズキヤで働かせていただいております、スズキヤでは、部署としては廃棄物も担当しているということで、今回、私が参加するように依頼を受けましたので、皆様の意見等も参考にしながら、会社として頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 柳委員、お願いいたします。

【柳委員】 私、池田通商店街で会長を務めさせていただいております柳と申します。

お店は鳥一と申します。このような場所には初めて参加なので、まだ理解できない箇所がありますが、今後ともよろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 大橋委員、お願いいたします。

【大橋委員】 大橋哲郎といいます。よろしくお願いいたします。

普段はウェブ制作に携わっております、広告業なんですけれども、環境とかごみとかは携わってないんですが、海が好きで、市のこういった活動に貢献したくて参加しております。よろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 中嶋委員、お願いいたします。

【中嶋委員】 中嶋悦子と申します。

私も逗子生まれ、逗子育ちで、一瞬、海外に行っていたんですけど、また逗子に戻ってきて、仕事をしながら小学生の男の子を2人育てています。子供たちに誇れる逗子のために、素人なんですけど、やらせていただきました。よろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

私は長年、自治体さんの廃棄物のコンサルタント業をやらせていただいております、最近の廃棄物処理法の変化に振り回されながら、相変わらず仕事をやっているところでございます。

逗子市に関しましては、私、逗子市民でありますので、損得勘定抜きで、正直ベースでお話

をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 ありがとうございます。

次に、会長及び副会長の選出でございますが、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第10条で、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっています。

選出方法につきまして、何かご意見がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、前回に引き続き南川委員に会長お願いできませんでしょうか。

【南川会長】 かしこまりました。

(拍 手)

【事務局】 それでは、南川委員に会長をお願いいたします。

副会長につきましては、南川会長から推薦していただけませんでしょうか。

【南川会長】 今日、欠席でございますが、この問題に大変学識の深い橋詰委員に副会長をお願いしたいと思います。

(拍 手)

【事務局】 それでは、そのように決定させていただきます。

早速ではございますけれども、南川会長、挨拶をお願いしたいと思います。

【南川会長】 分かりました。

皆様、南川でございます。よろしくお願いいたします。

市長もありがとうございます。

皆さん、逗子市の地元の方が多くて、いろんな話をぜひ聞かせてほしいなと思います。私自身は三重県四日市というところの出身でございますが、小さい頃は、それこそ大気汚染で、ぜんそく患者の方が周りに随分いました。そんなこともあってこういう道に入りました。長い間環境の仕事をやっていますが、環境の仕事で言うときに、今は、シンク・グローバリー・アクト・ローカリーとよく言います。廃棄物もまさしくそうだと思います。

明治の終わりから行政が始まって、やはり衛生問題ということが中心で推移してまいりました。それはそれで大事な問題なんですけれども、今や、例えば廃棄物関連に伴うCO₂の排出をどうしようとか、あるいは資源として世界中を駆けめぐると、どうやってそれをコントロールして、環境に悪影響がなくて、なおかつ資源の有効利用につながるかということでございまして、まさしく廃棄物こそ、そういった環境問題の大きな指標だと思っております。

ぜひ、皆さんのお話を伺いながら議論を盛り上げていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【事務局】 ありがとうございます。

以後の会議の進行につきましては、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定によりまして、南川会長にお願いいたします。

【南川会長】 では、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計について、市長から当審議会に対する諮問を受けたいと思います。

【桐ヶ谷市長】 逗子市廃棄物減量等推進審議会会長、南川秀樹様。

生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計について諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 ただいまの諮問について、委員の皆様にも事務局からその写しを配付願います。

【南川会長】 ありがとうございます。

それでは、市長から諮問に当たって、一言お願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【桐ヶ谷市長】 改めまして、よろしくお願いいたします。

今回、生ごみの分別に関する制度設計を諮問させていただきます。今、逗子市は大変大きな転換点に差しかかっていると考えております。広域連携につきましては2016年から、2市1町、鎌倉市、そして葉山町と協議を始め、今現在は、葉山町と可燃ごみの焼却、そして、容プラの選別等を逗子市が行っております。

この先、令和7年を開始と計画しておりますけれども、生ごみ分別。これを葉山町で処理をする。そして、逗子市の生ごみは葉山町に委託をし、その約4割とも言われます生ごみの減量した分を最終的には鎌倉市のごみも可燃として逗子市が受ける、こういう考えで今計画を練っているところであります。

生活のインフラ、水道とごみ処理と下水処理。これは行政が必ずやらなきゃいけない課題であります。これはもう、ある年度だけ対処すれば、やがてそれは業務としてなくなるというものではなくて、人間が暮らす以上必ず必要なものです。このかかるコスト、環境問題も含めて、いかに快適な暮らしが維持できるかということ、これは、我々行政のほうがかかりと対応していかなきゃいけないことだと考えております。

前回、有料化になりました。そのとき、ちょうど私は商工会の会長をしておりました。当時、ごみの有料化の説明と同時に、商工会として、生ごみ処理のキエーロの普及を一緒にさせていただきました。そのときは、ちょうど陸前高田に支援活動をしておりましたときで、向こうの

伐採される木を一部、ごみのキエーロの素材として活用し、現地に雇用を生み出すということも含めて仕組みをつくりました。おかげさまで、生ごみ有料化になった年は、365台を1年間で設置させていただきました。

私はもうキエーロのスタートのときから試作品を作ってくれという、材木屋と関わっていた経緯もありまして、私自身もう13年ぐらいでしょうか、生ごみは一切外に出してないという生活をしておりますけども、こうした暮らしも含めて、皆様に生ごみの分別が始まるときに、しっかりとそれをお伝えしたいなというふうにも考えております。

この生ごみ分別のことが始まるに当たっては、設置は葉山町ですけども、我々もその制度、仕組みをしっかりと理解する必要があるということで、担当の所管の職員の皆さんと合計6か所、視察に行つてまいりました。先週は、それまで見たところは、長野県ですとか、御殿場市ですとか、益子町ですとか、非常に小さな町が多かったものですから、生ごみの分別を大都市でやっているのは豊橋市がございまして、その豊橋市の視察に行つてまいりました。実際に、37万都市で生ごみと可燃ごみを同一のステーションの中で分離しながら、もしくはごっちゃになっているところもありました。そうした課題も見ながら、逗子としてどういうふうに解決していくべきか、課題はどこにあるのかということとを事前に学んできたところであります。

ごみの問題は、やはり、まちの暮らしに直結してまいりますので、しっかりとそこは、制度設計も含めて検討を加えて、いよいよスタートというときは混乱のないようにやっていきたいと考えているところであります。

ごみをちゃんと分別しながら資源化し、そして快適な暮らしが維持できる、そうしたまちを目指していきたいと考えているところであります。

ぜひ皆様に、事業者であるならば事業者目線、そして市民であるなら市民目線で、様々なご提言をいただいて、いよいよスタートするときには大きな混乱もなく、市民の皆様にも喜んでいただける、そうした制度にしていきたいと考えているところです。

ぜひよろしく願いいたします。

【南川会長】 市長、ありがとうございます。

皆さん、市長の気合の入った挨拶をいただきまして、我々も頑張つて勉強したいと思います。本当にありがとうございます。

【桐ヶ谷市長】 よろしく願いいたします。

【南川会長】 では、これから審議に入ります。

市長にはここでご退席いただきます。ありがとうございます。

【桐ヶ谷市長】 よろしく願いいたします。

(市長 退室)

【南川会長】 どうもありがとうございました。

私、いろんなところで仕事をやっていますが、これだけ理路整然と、なおかつ、気合を込めてのトップの方の挨拶というのは初めてでございます。ぜひ、皆様のご意見を伺いながら、いい審議をしたいと思います。

よろしく願いします。

それでは、審議に入ります前に、事務局のメンバー、皆さん、全く初めての方も多いためですので、その紹介をお願いしたいと思います。

【事務局】 続きまして、本審議会事務局の市職員を紹介させていただきます。

【事務局】 皆様、改めましてこんにちは。環境都市部長をしております石井と申します。よろしく願いいたします。

私は、平成23年に資源循環課長としてごみ業務に携わりまして、それから今、立場は変わっていますけれども、ごみ行政に携わって12年目になります。その間、広域化の実施には非常に苦労したところがありますし、あとは可燃ごみの有料化。これを導入したということで、ずっと携わっている中で、今年度につきましては、市長からもありましたけれども、葉山町との広域連携、生ごみの共同処理に向けた逗子市としての生ごみの分別収集の制度をいかにつくり上げるかという非常に重要な年になっておりまして、皆様方にはそのご審議をいただくということになりますので、ぜひとも本議決でお力添え、お知恵をいただけますようお願いいたします。

よろしく願いいたします。

【事務局】 環境都市部の次長をしています青柳でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 資源循環課長、中村です。よろしく願いします。

【事務局】 資源循環係長の森下です。よろしく願いいたします。

【事務局】 資源循環課専任主査の鈴木です。よろしく願いします。

【事務局】 資源循環課主事の今村です。よろしく願いします。

【事務局】 環境クリーンセンター所長の小川です。よろしく願いします。

【事務局】 環境クリーンセンターの鷺原です。

【事務局】 環境クリーンセンター処理係長の岩崎です。よろしく願いします。

【事務局】 それでは、審議会の進め方などにつきまして説明申し上げます。

この審議会は、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び逗子市廃棄物

減量等推進審議会規則に基づき進めさせていただきます。

お手元の資料の中に条例の抜粋、規則全文がありますので、後ほどご確認ください。

本日の出席人数は、委員9名中8名でございます。したがって、過半数の出席がありますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、法令または条例に特別の定めがある場合、非公開情報に該当する事項を審議する場合、また、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部または一部を公開しないことと決定した場合を除きまして、原則公開することとなっています。

本日の会議につきましても、本条例第20号第1項各号に該当する非公開にすべき内容はありませんので、公開することとします。なお、本審議会の議事は、議事録作成のため録音を取らせていただき、次回開催日に皆様に確認、了解いただいたものを議事録としていきたいと思っております。

次に、事前に送付させていただきました本日の資料の確認をさせていただきます。

時間があまりないので、まず、次第、資料1から資料11までありますので、もし途中でなければ、手を挙げてください。そこで配付するようにいたしますので、よろしいでしょうか。

それでは、会長、お願いします。

【南川会長】 分かりました。それでは、次第の順序に従って審議を進めてまいります。

議題2でございますが、逗子市におけるごみ処理の現状について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局のほうからごみ処理の現状について説明させていただきます。

まず、ごみ処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございまして、それに基づいて処理を行っております。それで、ごみとし尿が一般廃棄物に該当し、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物処理に関する計画を策定しなければならないということで、逗子市で策定しております一般廃棄物処理計画が資料8になります。これに基づきまして、逗子市のほうでは、一般廃棄物である、ごみとし尿の処理を行っております。

どのようにごみ処理をやっているか、その概要について、今日は時間がありませんので、概要についてお話をさせていただきます。まず、ごみの流れ、こちらについては、資料8の一般廃棄物処理基本計画、こちらの17ページをお開きいただけますでしょうか。これは逗子市におけるごみ処理の流れになっておりまして、ごみの搬出、表の一番端にありますように、まず、

家庭からごみを出されて、市が収集いたしまして、中間処理を行って、最後に処理処分という流れになっています。大まかにはこのような流れの中で、さらに具体的に例えば燃やすごみ。この分別収集が燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトルと色々分別されております。こちらについては、資料10のC U Zという、ごみ分別冊子です。各家庭から、これに基づいてごみを分別して出していただいています。

この分別されたごみについて、例えば、燃やすごみにつきましては、今、直営と委託、それからあとは許可業者、市民の皆さんが直接施設のほうに運んでくるという、これが収集運搬がございます。運ばれたものは、今、逗子の環境クリーンセンターに運ばれてきて、可燃ごみにつきましては、焼却施設に入って焼却されて、最終的には焼却残渣というものが残ってまいりますので、そちらのほうは、これまでは埋立てしてございましたけれども、今、最終処分場が逼迫してきて、そこで委託で資源化を行っている状況になっております。

環境的センターにつきましては、資料11のパンフレット。一番下にパンフレットがございますけれども、これが逗子市の環境クリーンセンターのごみ焼却場のパンフレットで、どのような施設かというのがここに書いてございます。これについては、また、機会があれば、施設の見学等行わせていただければと思っております。概略的にはこういう施設だということで、パンフレットを見ていただければと思います。

それ以外のもので、C U Zに基づいて各分別されて市のほうで分別収集しているもの、それが、この流れに沿って不燃ごみは粗大ごみ処理施設で、ペットボトルもペットボトルの選別施設で選別して資源化を行って、残渣については焼却施設で燃やしてございます。

そのようなことで、概略的にはこの処理フローを見ていただければ、大まかな市の処理の流れというものがお分かりになれるかと思えます。

次に、逗子市ではどの程度どういうごみが排出されて、どのぐらいの量が処理されているかというのは、毎年度整理してございまして、これは資料6になります。資料6の清掃事業の概要ということで、これは市のごみ処理の各年度の状況をまとめたものになっております。

こちら7ページを開いていただきますと、逗子市のごみ処理経費と負担金、それと、6ページのほうのごみの量で、これが年間、27年度まで合計1万7,000トンあったんですが、28年度から、6ページのグラフを見ていただきますと極端に下がってきております。

これはどういうことでここまでごみの量が減ってきたかといいますと、これは有料化。27年度の10月から有料化を実施した関係で、ごみの量が極端に減ってきている、このような状況になっております。ただ現在、それもほぼ横ばいの状況で、年間1万5,000トン程度の推移を示し

てございます。

次施設のほうについて見ますと、9ページです。9ページを見ていただきますと、現在逗子市の施設、ごみ処理施設としてどのような施設があるかということでここにまとめてございます。真ん中に表がございまして、焼却処理施設、これが1日当たり140トンの処理ができる計画能力、その施設が一つございますし、あとは、粗大ごみとしまして、家庭から出る粗大ごみ、あるいは不燃ごみ、これを処理する施設として粗大ごみ処理施設で処理能力30トンの施設。空き缶、空き瓶というのは、もうこれは現在廃止しております、現在稼働してございません。

あとはペットボトル選別施設、こちらは5時間当たり1.25トンの処理能力がございます。

容器包装プラスチック選別処理施設、これは8時間当たり6.7トンの能力があります。それとあとは、植木剪定枝資源化処理施設として8時間当たり3.75トン进行处理する施設。現在、逗子市のほうではこのような施設が、今、整備されております。

それと、最終処分場の関係でございますけれども、これは11ページにありまして、もう最終処分場のほうは、今、残余容量として大体3,400m³ということで、ほとんど能力的には少なくなっているということで、何か非常事態のために温存しているという状況にありまして、それが出てくる焼却残渣等につきましては外部で資源化ということで、真ん中の表にありますように、年間で1,188t程度を資源化しているということです。それで、この埋立て63tというのもこれは外部で委託して埋め立てているという、全量的にはもう外で資源化と処理をお願いしているという、このような状況になってございます。

次に、先ほど市長からもございましたが、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化計画がありまして、それが資料7になります。資料7の鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画というのがございまして、今どのような連携が計画としてあるのかというのが、計画のページで参りますと50ページを開いていただきますと、連携の概要のところの第1期。第1期といいますと令和2年度から令和6年度まで、これが第1期となっております、この第1期の連携としますと、まず、鎌倉市と逗子市の関係で参りますと、焼却の関係で何らか、災害、あるいは補修時、そういう場合には連携して、お互い、相互で協力してごみの焼却をやりましょうという計画と、あとは、逗子市と葉山町、この矢印で見ますと、葉山町からの可燃ごみと容器包装プラスチックが逗子市の焼却施設及び容器包装プラスチックの処理施設で受け入れて処理を行っているという、そういう計画。あとは先ほどの生ごみの関係でございますけれども、生ごみは葉山町の新しくつくる施設で逗子市の生ごみを処理していく、このような流れでの計画がございます。

そして、第2期の方につきましては次の53ページになりますけれども、これは第2期の令和7年度以降、それ以降の計画の流れがここに書いてございまして、ただ、可燃ごみを逗子市の焼却炉で可能な範囲で受けていくという、これは、計画的にはトータル逗子市の焼却炉が2万トン／年間という範囲で受け入れるという計画になってございます。

本当に時間がなく、逗子市のごみ処理と広域連携ということで概略的な話をさせていただきました。

以上でございます。

【南川会長】 ありがとうございます。

事務局、大変難しい話を要領よく話していただいてありがとうございます。

何かご質問とかご意見ございますか。なかなか、ごみをやっている方は分かりやすいんですが、初めてだと、一般廃棄物処理基本計画って何だとか、多分そこからあると思うんですが、また、次回以降で機会があれば、全体の法的なスキームとか、あとは今、事務局から説明があった広域化がいかにか大事かとかは、また私のほうで、全体がどうなっているかみたいなことは、次回でも簡単に要領をよく話をしたいと思っています。

なかなかいきなりこれを聞かれても、多分、多くの方はわけが分からないと思うんですよ。あんまりそれを気にしないでくださいね。

ご質問については、何かあれば、変だなど、こんなこと聞くとかっこ悪いなど思わずに、ぜひ聞いてください。いかがですか。

取りあえず先に進みましょうか。もしご質問があれば遡っても結構ですから、それで聞いていただければいいと思います。

では議題3、生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）につきまして、説明をお願いいたします。

【事務局】 すみません、これからご説明をさせていただくんですけど、先ほど諮問をさせていただきまして、紙を1枚、市長のほうから審議会のほうにお渡ししました。その中身が、この資料5の、生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）、この資料5が、諮問の中身になります。なので、これからその資料5についての説明をさせていただきます。

【南川会長】 では、資料を見ながらですね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 では、何ページとか言ってください。森下さん。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、資料5、「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）」につ

いて、30分弱ほどお時間をいただいでご説明をさせていただきます。すみません、マスクをしたまま、ある程度お時間をいただいでのご説明になりますので、恐縮ですが、マイクを使わせていただいで、また、座ってご説明させていただきます。

【南川会長】 ぜひ。

【事務局】 失礼いたします。

それでは、資料5をご覧くださいと思います。こちら、まず1ページ目、「はじめに」のところをお開きいただければと思います。「はじめに」の下段のところになります。

逗子市では、ペットボトル、容器包装プラスチック、草・葉・植木ごみの資源化、集団資源回収において紙類、布類の資源化、拠点回収において廃食用油、CD・DVD類の一部の資源化を行い、焼却量の減量に取り組んでおります。燃やすごみに含まれる資源物の資源化に関する次の課題が、生ごみ、製品プラスチック、紙おむつです。このうち、生ごみの資源化は2001年から検討を進めてきました。生ごみは焼却せずに資源化することが可能であり、生ごみのみを分別収集することで、堆肥化やエネルギー利用等の再生利用をすることができます。燃やすごみの約4割を占める生ごみの資源化は、ごみ焼却量の大幅な削減により、環境負荷の低減、コストの削減及び循環型社会の形成に大きく寄与することになります。

2020年8月に策定しました鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画では、逗子市と葉山町は2024年度に生ごみの分別収集を開始し、葉山町に設置予定の施設で生ごみ資源化の共同処理を開始することとしております。この「生ごみの分別収集、資源化に関する制度設計(案)」は、生ごみの分別収集・資源化を開始するに当たりまして、生ごみ資源化の検討経緯、生ごみ資源化の意義、生ごみ排出量の予測、生ごみの分別・処理の方法、処理経費、環境負荷など、生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計を案としてお示しするものです。

ごみの排出は、日々の市民生活の中で毎日行われるものですので、分別の変更は市民生活に大きな影響を与えます。市として、この制度設計(案)を説明していく中で、より多くの市民の皆さんのご意見をいただきながら、よりよい制度設計にしていきたいと考えております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。1、生ごみ資源化の検討経緯についてご説明をさせていただきます。

(1) 4市1町の広域化協議についてです。横須賀三浦ブロックに属する横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町は、1998年7月からごみ処理広域化の協議を行い、ごみ処理広域化のシステム構築を模索する中で、生ごみについてもブロック内に生ごみ資源化施設を2か所設置することで生ごみの資源化を図ることを検討してまいりました。

しかし、4市1町で生ごみを含めた資源物の処理方法を統一することが困難であること等の理由によりまして、2006年1月をもって解散、鎌倉市・逗子市は同年2月に鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置し、生ごみのバイオガス化を中心に、生ごみ資源化の検討を進めました。

(2) 逗子市一般廃棄物処理基本計画についてです。2010年3月に逗子市一般廃棄物処理基本計画を13年ぶりに改定、できる限りごみの減量化・資源化を図ることを基本的な考え方とし、新たに整備する施設として生ごみ資源化施設を位置づけました。また、家庭用生ごみ処理容器等及び大型生ごみ処理機の購入費助成制度の充実や、焼却処理によらない効率的かつ適正な生ごみ処理システムの実現に向けた検討により、生ごみの減量化・資源化に向けた取組を推進し、2012年度には夏から冬にかけて、延べ3か月間、逗子ハイランド地区において生ごみ分別モデル事業を実施いたしました。

モデル事業で収集した生ごみの組成や、有機物量等を分析した結果は、生ごみの分別精度が高く、分別収集による生ごみの資源化処理は十分可能であると考えられるものでした。

また、生ごみ資源化施設を建設する際の処理方式は、マテリアル利用（堆肥化）を中心として検討することが適切であると判断されました。鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会で検討していましたバイオガス化は他市町村で実績があるものの、残渣を焼却する焼却炉を併設する必要があるため、堆肥の生成量が抑制され、残渣の発生量が少ないHDMシステムを中心に検討することといたしました。

(3) 2市1町の広域化協議についてです。2016年5月に葉山町を加えた2市1町でごみ処理広域化へ向けた協議を行う鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置いたしました。2017年6月には「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針」についての確認書を取り交わし、その確認書において、生ごみ資源化施設は葉山町に設置することといたしました。また、2019年4月に、「逗子市・葉山町ごみの共同処理検討チーム調査・検討結果報告書」をまとめ、生ごみ資源化施設は10トン程度の施設規模、処理方式は通気型堆肥舎方式とし、協力率を上げることによりコスト縮減を目指すことといたしました。

(4) 2市1町ごみ処理広域化実施計画です。鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を2020年8月に策定し、同計画の中で、逗子市で収集された生ごみは葉山町の生ごみ資源化施設で処理する計画と位置づけました。なお、同計画に定めた方針等スケジュールに従いまして、2市1町が連携しながら広域化に向けた事務を進めており、現在、逗子市と葉山町では、燃やすごみ、容器包装プラスチック、し尿・浄化槽汚泥の共同処理を行っております。

(5) です。5 ページ目をご覧ください。改定後の逗子市一般廃棄物処理基本計画では、基本施策で、持続可能な循環型社会形成への取組の推進として、家庭系生ごみの分別・資源化を掲げ、廃棄物処理の広域連携の推進として、逗子市で分別した生ごみを葉山町で整備する生ごみ資源化施設で処理することとしております。

(6) 生ごみ資源化処理施設整備に向けた今後の流れです。葉山町では、2025年3月の生ごみ資源化処理施設稼働に向けまして、施設整備を行っていく計画としております。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。2、生ごみ資源化の意義です。鎌倉市・逗子市・葉山町の資源化率はともに45%を超えておりまして、県内自治体のトップ3を占めています。ごみの減量化・資源化を推進していくうえで、燃やすごみの多くを占める生ごみの減量化・資源化は、ごみ焼却量の大幅な削減による環境負荷の低減及び循環型社会の形成に大きく寄与することになります。

(1) 排出抑制推進施策の優先についてです。①家庭での自家処理について。生ごみは家庭から出るごみの中で唯一、自家処理をすることで排出量を大幅に削減することができるごみです。そのため、生ごみの分別収集及び資源化を開始したとしても、これまでどおり家庭用生ごみ処理容器などによる自家処理が優先されます。一方で、全家庭が生ごみの自家処理を行うことは現実的ではないことから、どうしても出てしまう生ごみについては、資源化施設を整備して分別収集・資源化を行い、生ごみを燃やさずに資源化するシステムを構築するという考えになります。②食品ロス及び排出量の削減についてです。7 ページ目をご覧ください。生ごみの分別収集・資源化の実施に当たりまして、食品ロスの削減や一人ひとりが生ごみを出さない工夫をするなど各家庭から出る生ごみの減量化を図ることが重要と考えております。

(2) 環境負荷の低減・カーボンニュートラルの実現についてです。逗子市におきましても、焼却施設の老朽化や最終処分場の残余年数のひっ迫は大きな課題となっております。生ごみの分別収集及び資源化を実施することで、燃やすごみの量、ひいては焼却量、最終処分量を大幅に削減することができます。また、2022年1月に「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を表明し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すという観点からも、ごみの減量化・資源化を推進することで、焼却及び埋立て中心のごみ処理から脱却することが必要です。

8 ページ目をご覧ください。(3) コストの削減についてです。2020年度は、可燃ごみ1キログラムを焼却するのに37.46円のコストがかかっております。生ごみを焼却することなく資源化することにより、ごみ処理事業全体のコスト削減にもつなげることができます。

続きまして、9ページをご覧ください。3、燃やすごみ及び生ごみの排出量予測についてです。2020年8月に策定しました鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画では、各市町の家庭から出る燃やすごみ及び生ごみの排出量についても予測しております。生ごみの分別収集・資源化を開始した後の本市の2025年度の生ごみの資源化量は1,728トン、減量・資源化後の可燃ごみ量は5,130トンの予測となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらから具体的な生ごみの分別排出の方法等の記載になっております。4、家庭からの生ごみの分別排出についてです。

(1) 生ごみの定義。生ごみの定義は、人の口に入るもの（食べられるもの）、調理くず、食品くず、食べ残しになります。

(2) 対象とする生ごみの範囲についてです。効率的に資源化を行うためには処理不適物を除く必要がありますが、処理不適物を多く指定することにより分別が煩雑となりまして、市民の皆さんにとって分別にかかる手間が多くなるということがあります。生ごみの資源化処理に支障が生じない範囲内で、市民の皆さんにとって分別がしやすい形となるよう、葉山町とも連携しまして対象とする生ごみの範囲の検討を進めてまいります。

続いて、11ページをご覧ください。(3) 生ごみの排出方法についてです。家庭からの生ごみの排出方法としましては、袋による方法とバケツによる方法が考えられます。本市のごみステーションや道路整備の状況から、生ごみの排出方法としましては、場所を取らずに取扱いが容易である袋による排出方法を採用することが適当と考えております。

続きまして、12ページをご覧ください。(4) 手数料の設定についてです。生ごみは唯一自家処理が可能なおみであることから、家庭用生ごみ処理容器等による自家処理推進施策を優先することとし、さらに、生ごみに占める割合の高い食品ロスの削減、分別徹底効果が得られる料金設定とすべきです。家庭用生ごみ処理容器等による自家処理への動機づけが働き、燃やすごみと生ごみとの分別徹底を図るためには、現行の燃やすごみの処理手数料、1リットル当たり2円より負担の少ない、1リットル当たり1円と設定することが適当と考えます。

(5) 手数料徴収方法については、現行の燃やすごみ及び不燃ごみと同様に、ごみ排出量を把握することが容易で、負担の公平性が確保される指定ごみ袋の採用が適当と考えます。

続きまして、13ページをご覧ください。(6) 指定ごみ袋の種類・形状についてです。現在、燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋で最も多く使われているのが20リットル袋で、次いで10リットル袋であること、また、燃やすごみの中の生ごみの組成は約4割程度であることから、生ごみ用指定ごみ袋は、その半分の大きさである5リットル袋、10リットル袋の2種類を採用

することが適当と考えます。また、指定ごみ袋の形状につきましては、取り扱いやすく運びやすい形状である持ち手つき袋、レジ袋タイプを採用することが適当と考えます。なお、1リットル当たり1円と設定する考えですので、生ごみ用指定ごみ袋は、表4に記載しております5リットル袋1枚5円、10リットル袋1枚10円とする考えです。

これは現在の燃やすごみと不燃ごみの指定ごみ袋ですけれども、こちらが5リットルの袋になります。なので、生ごみ用ですと、こちらが1枚5円で、こちらが10リットル袋になりますので、こちらが生ごみ用の指定ごみ袋ですと1枚10円。現在ですと10円と20円ですけれども、生ごみの袋としますと半額、1リットル当たり1円という考えですので、こちらの大きさが1枚5円、こちらが1枚10円という考えをしております。

続きまして、(7)販売方法になります。燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋は、市民の皆さんが購入しやすいように、逗子市商工会と連携して、指定ごみ袋取扱店を設置して販売しております。生ごみ用指定ごみ袋の販売についても、同様に市内取扱店で販売をする考えです。

(8)手数料の減免についてです。手数料は、ごみを出す量に応じて公平に負担いただくことが原則ですが、家庭ごみ処理有料化の導入に当たりましては、低所得者や社会的弱者の過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮し、要件を満たす世帯には、申請によって一定枚数の指定ごみ袋を配付することとしております。生ごみを新たな分別品目として、生ごみ用指定ごみ袋を使用して排出する仕組みとするに当たっても、同様に、該当世帯には申請により一定枚数の指定ごみ袋を配付することが適当と考えます。一方で、公平負担の原則の観点から、減免対象者にも一定のごみ減量の努力を促す方法とすることも必要ですので、現行の燃やすごみ・不燃ごみ用指定ごみ袋の配付枚数のうち、生ごみ相当分に当たる枚数を減らして、その分を新たに指定する生ごみ用指定ごみ袋の配付枚数に充てること適当と考えています。

こちら、表5に示しているのが減免対象世帯となります。表6が減免対象世帯への配付枚数の考え方です。2人以上の世帯では、現行は燃やすごみ・不燃ごみ用の指定ごみ袋、20リットル袋を、年間120枚を上限に配付しております。生ごみ分別後の配付上限数としましては、燃やすごみ・不燃ごみ用を半分の大きさの10リットル袋として120枚、生ごみ用の指定ごみ袋も半分の大きさの10リットル袋として120枚、袋の大きさを半分にして、各収集日に排出できる枚数である120枚をそれぞれ上限とする考えとしております。なお、単身世帯は、この半分の容量としております。

続きまして、15ページをご覧ください。5、収集・運搬についてです。

(1)収集方法につきましては、現行のごみステーション収集方式を維持することが適当と

考えております。

続きまして、16ページをご覧ください。(2) 収集回数についてです。現在、生ごみを含む燃やすごみを週2回収集しています。生ごみと燃やすごみの収集頻度につきましては、生ごみ分別への動機づけを考えると、生ごみを週2回、燃やすごみを週1回とすることが望ましいと考えられますが、紙おむつなど、家にためておくことが難しいごみがあることを考慮いたしまして、生ごみ週2回、燃やすごみ週2回の各週2回の収集が適当と考えます。

続きまして、18ページ、(3) 生ごみの運搬についてです。①葉山町生ごみ資源化処理施設への運搬経路につきましては、図6に示す桜山隧道経由と葉桜団地・イトーピア経由の2つが想定されます。②葉山町生ごみ資源化処理施設への想定運搬経路別車両台数の試算になります。19ページの下段のウ、想定運搬経路別運搬車両台数の試算をご覧ください。運搬車両を2トンの収集車と仮定いたしまして、積載量を実績である1.5トンとして想定運搬経路別車両台数を試算したものが表10となります。桜山隧道経由では9台、葉桜団地・イトーピア経由で14台、合計週23台が往復する試算となります。

続いて、20ページをご覧ください。6、生ごみの資源化についてです。

(1) 生ごみ堆肥化システムの概要について。生ごみ堆肥化施設は、微生物による発酵・分解により、生ごみを減容化したうえで堆肥を製造する施設となります。

(2) 計画施設規模につきましては、1日当たり10トンで計画しております。

(3) 処理及び施設構造等について。21ページの図8、発酵処理の流れをご覧ください。①混合。こちらで生ごみ袋を破袋して、返送品と混合させます。②発酵。エア調整と湿度管理で微生物が好む環境を作ります。③切返し。4～5日に一度、重機で切返しをし、約30日から40日程度の発酵期間で完成となります。異物除去ふるい機で不適物を除去、その後、目の細かいふるい機で返送品と製品に分けます。④製品。原料の約3～8%が製品となります。イ、施設構造等は、図9のとおりとなります。

続きまして、22ページをご覧ください。7、生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果です。2024年度(令和7年3月)から、葉山町に設置予定の施設で生ごみの資源化を開始、また、2025年度から鎌倉市からの可燃ごみを逗子市の焼却施設で受け入れ、年間合計焼却量2万トンの範囲で焼却を実施していく計画をしております。生ごみの分別資源化を開始した後の2025年度逗子市概算試算額と2020年度の決算数値を比較し、財政効果を試算いたしますと、年間の財政効果額は1億3,000万円程度と試算されます。

続きまして、23ページをご覧ください。8、生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環

環境保全効果です。2019年度と生ごみの分別資源化を開始した後の2025年度の温室効果ガスを比較し、環境保全効果を試算しますと、下段の環境保全効果のところになります。温室効果ガスは、二酸化炭素換算量で年間約5,789トン-CO₂減少すると試算されます。環境省による令和2年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査によりますと、家庭から出る1人当たりのCO₂排出量は年間1.25トンとありますので、こちらの年間約5,789トンというのは、約4,630人分の年間の排出量が削減するという試算となります。

続きまして、29ページをご覧ください。9、事業系ごみの取り扱いについてです。事業系ごみ処理手数料につきましては、環境省が取りまとめた報告書において、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受けまして、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針においても、事業系一般廃棄物処理にかかる原価相当の料金徴収の推進を位置づけております。食品ロスの削減と食品リサイクル促進の観点から、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料（持ち込みごみ手数料）の見直しを進めます。

10、生ごみ分別収集・資源化に関するスケジュール（案）についてです。こちらは表16をご覧ください。本日、6月のところですが、審議会に諮問をさせていただきました。7月から8月に市民説明会を、現在10回予定しております。また、9月から11月にも追加の説明会を考えておりまして、こちらについては日程を調整しているところです。10月に審議会から答申をいただきまして、11月から12月にかけてパブリックコメントを予定しております。2022年度は主に制度設計案につきまして説明をさせていただき、市民の皆様からご意見をいただくという年になります。ごみの分別の変更は市民生活に大きな影響を与えることから、市民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、制度の趣旨、目的などにつきまして、きめ細やかな説明を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

また、葉山町での生ごみの共同処理を行うに当たっては、逗子市及び葉山町の両市町議会で議決を得る必要があります。本市では、令和5年逗子市議会第1回定例会において、葉山町との共同処理に係る事務委託について議案提案を予定しております。こちらが2月に記載しております議案提案というところになります。議案が可決されたならば、2023年度、2024年度の2年間をかけまして、生ごみ分別変更に関する詳細な市民説明を行ってまいります。

25ページ以降につきましては、資料編ということで、資料をつけさせていただいております。

最後になりましたが、こちらの制度設計（案）ですが、引き続きお願いさせていただいております審議会の委員さんにおかれては、3月に制度設計（案）として一度お送りをさせていただ

だいております。そちらから若干文言の訂正等をさせていただいております、本日諮問をさせていただいているという形になります。よろしくお願いいたします。

【南川会長】 森下さん、ありがとうございました。初めての方はよく分からないと思うんですけども、めちゃくちゃ詳しいです。これだけ詳しい制度設計をしたうえで、実際に生ごみの循環をしようとしている自治体は極めて少ないものですから、ぜひ揉んでいただくと、いろんなところで参考になると思います。

若干、皆さん、何かございましたら、質問なりご意見なり。

私、ちょっと教えてください。すみません。ホームページなんかで、結構廃棄物の部分というのはアクセスが多いですか。市のホームページだと。

【事務局】 ごみの分別についてのアクセスは、かなり多いです。

【南川会長】 全体の10分の1とか、そんなにありますか？ 市のホームページに対するアクセスのうち、ウエートってどんなものですか。

【事務局】 確認します。

【南川会長】 いやいや、そんな難しい話じゃありません。

【事務局】 前は、たしか聞かれたときに調べていて、ナンバー1かナンバー2ぐらいだったと思いますけれども。

【南川会長】 そうですね。やっぱり分別の仕方を変えたりとか、あるいは料金を変えたりとか、そういうときは多いですね。分かりました。

皆さん、いかがですか。

じゃ、渡邊さん、お願いします。

【渡邊委員】 すみません。何点かあるんですけども。

【南川会長】 ポイントだけ。

【渡邊委員】 はい。すみません。今日お答えいただかなくても全然構わないんですけども、まず9ページ目のごみ量について、現時点で大体生ごみの回収率はどれぐらいなのかなという想定をされているのかどうかというのは、ちょっと確認が必要かと思っています。自分が知っているところでも、北海道の北広島市とか恵庭とか、北広島市なんか全然集まっていないという話を聞いていますし、恵庭なんかは事業系ごみが比較的集まっているという話も聞いております。

それから、11ページの生ごみの排出方法についてですけども、これは長い歴史の中で……、あ、11ページと15ページですね。収集方法。15ページのほうがいいです。収集方法についてで

すけれども、これは逗子市の長い流れの中で、相変わらずステーション収集がいいよということとで話が来ているのは理解しているんですけども、大体皆さん、市民の方なら分かると思うんですけども、分別しない人というのは大体決まっています、そういった人に対する対策というのは1つ必要になってくるのかなと。これは、やっぱり分別収集しない人は決まっていますので、戸別収集のほうがそういう人への対策はやりやすいんじゃないかと、そういうイメージはあるんですけども、それでもステーションが利点があるんですよというところを、これはちょっと資料自体も、24年、2013年とか2009年とか少し古くなってきているので、ステーション収集をやることの利点、生ごみは特にというのは、もう少し何か資料があれば追加しておいたほうがいいんじゃないかと思いました。

あと、23ページの関連ですけれども、生ごみの分別の環境効果、これはちょっと、後でまた分かれば教えてくださいということなのですが、表15、環境保全効果の生ごみの資源化処理に伴う二酸化炭素排出量が732トンとなっているんですけども、一番後ろの最後のページに、生ごみの堆肥化に伴う温室効果ガスの試算が432トンとなっていて、この残りの部分はどうなっているのかというのは、後ほどまた修正があればお願いします。

それから、あと、今度は全体の広域化と全体スケジュールについてですけれども、この生ごみの資料では22ページに資料があって、年間大体2万トン程度うめますよということで、資料7の鎌倉・葉山のごみ処理広域化実施計画の中の51ページに第2期の計画の整備方針が入っているんですけども、この中で、鎌倉からの焼却量が9,800トン、9,900トン余り入ってくるようになっていまして、これは年間で、360で割ると27トン、10トン車で3台。これが季節変動、日変動があって1.4倍ぐらいになると40トン弱になってくると思うんですけども、あそこは道路が名越のところを使うしかないと思うんですけども、その辺りのルートっていつも、みんなご存知だと思うんですが、道がよく混んでいるので、その辺についてはどういうふうにされていくのかということは、少し説明できるような資料は準備しておいたほうがいいと思います。

あと、全体スケジュールが示されているんですけども、その中に、焼却の処理の広域化についてのスケジュールというのはどのように考えているところは入れておいたほうがいいのかなと思いました。

すいません。長くなって失礼しました。

【南川会長】 どうでしょうか。また次回お答えいただくということで。

【渡邊委員】 次回でいいです。

【南川会長】 ちょっと宿題にさせてください。

【渡邊委員】 はい。すいません。

【南川会長】 あと、皆様、いかがですか。

小林先生、今日初めてで、いかがですか。

【小林委員】 あまり本題から外れる話はよくないと思うので、ちょっと市民目線といいますか、本当にくだらないことかもしれないんですけども、生ごみだけを家庭内で分けて集めて、それを先ほどご提出いただいた、その袋に入れて回収するというおっしゃられていましたけれども、通常一般家庭の中で生ごみだけを集めるというときには、必ず水切りネットか何か使いますね。水切りネットが樹脂だったらあまり意味がないような気がするんですけども、その辺は、水切りネットも併せてこれを使ってくれと、例えば紙製のものを使ってくれというふうに提案されているのかどうかというのがちょっと聞いてみたいことと、それから、ちなみに生ごみ指定用袋は何製ですか、樹脂は。ポリエチレンじゃないように見えるんですけども。

【事務局】 これは低密度ポリエチレンです。

【小林委員】 低密度ポリエチレンですか。

【事務局】 はい。

【小林委員】 分かりました。

【南川会長】 強度が違うんですね。

【小林委員】 そうですね。個人的にはやっぱり袋ごと突っ込めるといいので、生分解性プラのほうがいいんだろうなと思うんですけども、理由はもちろん今ここに書いてあるとおりで、強度的に無理があるからどうしても難しいということは理解できますが、ゆくゆくはというところですね。

あと、お話が脱線していいようであれば、やっぱり生ごみを分別することのメリットの1つには、焼却炉での燃焼がよくなるというのはあると思うんです。だから、それを考えるんだったら、焼却炉でもう少しエネルギー回収ということを積極的に導入するような、ただ、それはもっと先の話だと思うんですけども、そういうのもペアでやって、よりCO₂排出削減につなげていくとかいう、そういうスタンスもあっていいのかなと話を聞いていて思いました。

あと、ごめんなさい。これは堆肥化するということで、一応計画では、今の資料の20ページにある日量10トンで入れて、21ページに書いてありますけれども、製品が原料の3から8%出るということは、日量で300から800キログラムぐらい出るということですよ。これはどこに

行くのかというのは、もう決まっているんですか。具体的に、売るのが配るのか、その辺、もしよろしければ教えていただきたい。

【南川会長】 短く答えられる部分だけで結構です。あとはまた次回以降。

【事務局】 分かりました。1個目の水切りネットの関係なんですけれども、今プラスチックでできていると思うんですけれども、それをそのまま出していい形にしたいと思います。最後に機械で取り除くと。

それから、先ほどの低密度ポリエチレン、バイオマスで今、25%です。

あと、燃焼効率の関係は、ちょっとここはなかなかカロリーが上がるので、エネルギー回収しやすいことについてはまた。すいません。今はちょっと……。

【小林委員】 いえいえ。

【事務局】 それから、堆肥の流通については、これは葉山町のほうの農家さんとか、それから、逗子市でも今、堆肥を配っているんですけれども、その流通ルートで配布したいと思っています。それで有料か、無料かというところは、まずできてこないことには分からないので、ちょっとまだ回答できないです。

【小林委員】 有料で売れるぐらいいいものができてくるといいなと。

【南川会長】 分かりました。ありがとうございます。じゃ、それ以外のことは、また次回よろしくをお願いします。

皆さん、よろしいですか。

どうぞ。中嶋さん、お願いします。

【中嶋委員】 すいません。私、本当に一利用者で気になったところなんですけれども、週2回収されるということで、生ごみと燃えるごみを同じ日に集めるのか、それとは別の日に週2回また別の日を設けるのかということとか、あと、ごみステーションが今でもカラスに荒らされたりとかいうことがあるので、やっぱり生ごみだけあると、より荒らされてその周辺、ごみステーションの前、隣のおうちとかが結構臭いとかも嫌だったりとか、ごみを片づけてくれたりとか、今も現状あるので、そういうところが気になりました。対策して、より頑丈なネットを取り付けてくれるとか、そういう対策もしてくれたらいいなと思いました。

あと、環境負荷についてなんですけれども、生ごみを燃やすよりも堆肥化させたほうが、キエーロとかコンポストとか、そういう堆肥化施設でやったほうが、本当は二酸化炭素もいっぱい出て環境負荷が高いんだよという話を最近聞いたんですが、この計算だとそうではないというふうになっているんですけれども、実際のところどうなのかなと思っている人もいたりとか、

そういうのもあるみたいで、そういうところが気になりました。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございます。何か。

【事務局】 じゃ、ちょっと今、3つありましたので、同じ日なのかというのと、ごみステーションの管理、それから、環境負荷。1個目と3個目をまず私が答えますので。

燃やすごみと生ごみは、同じ日に集めようと、今考えています。右と左とか、そういう分け方をして出していただくという考えです。

環境負荷なんですけれども、資料編の26ページに温室効果ガスの試算条件というのがありまして、逗子市だけのことではなくて、今、鎌倉、葉山、逗子でどれだけ燃やしていて、令和7年度、焼却量が減る。で、生ごみが資源化される。おっしゃるとおり、生ごみを資源化するとメタンが出るので、23ページの生ごみの資源化処理に伴う二酸化炭素排出量、表15、732という数字が出ています。これは本来焼却しなければ出ていない数字なので、それは正しいことです。全体で見ると、これだけの温室効果ガスの削減効果があるという確認ができる、というのがこの表になります。

【南川会長】 また詳しいことについては。

【中嶋委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 ちょっと、さっきも言いましたけれども、できれば次回でもちょっと冒頭にお時間をいただいて、廃棄物処理の体系等、それから、最近話題になっていることを、幾つかポイントをご説明させてください。今の中嶋さんの質問は、結構核心を突いた質問なんですよ。

どうぞ、大橋さん。

【大橋委員】 生ごみの分別・資源化をすることで、市民への直接の分かりやすいメリットって何になるんですかねと考える人っていっぱい出てくるんじゃないかと思うんです。これはすごく大事なことだというのはもちろん分かっているんだけど、個人レベルで、何で俺がやらなきゃいけないんだよという人は一定数出てくると思うんですよね。仕事をしていても、会社の仕事だから環境にいいことはやるけれども、自分だったら、いや、分かんねえやという人っていっぱい会うんですよね、僕なんかは。だから、そういう人たちに向けて分かりやすい広報の仕方というところは考えていく必要があるのかなという、ご意見というところでございます。

【南川会長】 広報は大事ですので、ぜひよろしくお願いします。

柳さん、いかがですか。感想でも結構です。

【柳委員】 これは家庭用のごみの分別ですね。逗子では、お店の方は事業系のごみ袋を買って排出していると思うんですけども、その業者もう業者ですけども、同じように生ごみと燃やすごみと別々にお店の方が分けるような形なんですか。事業系のほうです。あっちのほう。

【事務局】 この制度設計（案）については、家庭系のごみの制度設計をしています。この中の24ページの9で事業系ごみの取扱いというものがあるんですけども、事業系ごみについては、今回分ける対象にはしていません。

【柳委員】 変わらずということですかね。

【南川会長】 ありがとうございます。

萩原さん、いかがですか。

【萩原委員】 私も、逗子市民ではないんですけども、やっぱり会社としてかなり多くの廃棄物を出している企業なものですから、非常に市民の皆様と同じ目線で、本当に今、いかに減らせるかというところに取り組んでいるんですが、大橋さんもおっしゃいましたけれども、やっぱり会社内でもなかなかうまくそういうのは浸透しないのが現状ですから、そこは本当に難しいところであると思いますので、その辺、今日いただいた意見の回答を、ぜひ参考にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

【南川会長】 なかなか事業系一般と、それ以外の一般廃棄物の扱って、結構区別も難しいし扱いが大きく違うんですよ。いずれにしても市が全部責任を負っているんですけども、ちょっと扱いも違うし、当然料金体系も全然違いますから、そこは原則、例えば事業系一般の場合は、市がやるにしてもごみを出す人に全額費用負担いただくというのが原則ですし、家庭系一般とか、そういうものについて言うと、ある一定部分を市民が自分で負担しそれ以外はいろんな税金の中で賄うとかで、大分違うところがありますので、またそれも含めて、ぜひ私からも、市からも説明をさせていただきますので。

あとはよろしいですか。

渡邊さん、どうぞ。

【渡邊委員】 すいません。1点だけ先ほど言い忘れたんですけども、ごみ処理の広域化実施計画の中に、先ほど小林先生もおっしゃっていたと思うんですけども、カーボンニュートラルに向けた計画の在り方みたいな観点が全部ごっそりと今のところ抜けているんじゃないのかなと思っていて。生ごみのほうもそうなんですけれども、極端な話、生ごみ分別をすれば分別の費用は上がるんですけども、それを、今回出ているように、CO₂は削減できますよと。

今すぐく私たちの中で、CO₂を減らすのに幾らお金をかけていいのかみたいな話ってすごく議論があって、広域化の話なんかは特にそうで、焼却炉を新しく造れば高いに決まっているのは当たり前だと思うんですけども、その中で、焼却炉も含めて、資源化とかCO₂削減のためにはこういう施設を造って、その代わり事業はこれからお金がかかる、それをCO₂トン削減当たりで幾らぐらいかかります、さて、広域化はどうしましょうかという議論というのは、多分これからはしておかないといけないのかどうなのか。とにかくそういう視点が広域化の中にはちょっと抜け落ちているので。あと、先ほど生ごみの資源化の意義ってどうなんでしょうかというお話の中でも、地球環境を守るためにはCO₂削減だという、じゃ、そのために負担しましょうねというところも、現実としては出したほうがいいのか、出さないほうがもっと議論になっちゃうのか分からないけれども、そういったところは少し資料としては用意しておいたほうがいいんじゃないかと思いましたので。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございます。なかなか答えが難しい問題だと思うんですが、できる範囲でぜひやりたいと思います。

取りあえず、今日は議論はここまでにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次でございますけれども、今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

【事務局】 今後のスケジュールについて説明します。資料3をご覧ください。

令和4年度、まず6月、この第1回を今日諮問させていただきました。第2回は9月に予定しています。それから、10月に第3回、ここで答申をいただきたいと考えております。その後パブリックコメントをやりまして、3月に第4回をもう一回考えています。ここはパブリックコメントの中身とか、最終的にどうなったかという報告をしたいと考えています。

それから、令和5年度につきましては、今度は事業系一般廃棄物の持込み処理手数料の改定について。こちらについても、今回と同じように審議会への諮問とパブリックコメント、同じことが必要になってきますので、これを令和5年度には行いたいと思っています。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございます。

それから、ちょっと僕からお願いなんですけど、やはりこういう検討会というのは、私もオンラインもたくさん出ているし、こういう実地参加もしているんですけど、やっぱり実際に会って聞いたりしたほうが分かるんですよ。それで、オンラインで出ている、何か別の世界にいるみたいな感じがしてなかなか意思疎通できないものですから、できるだけ実地参加を原則に

して、会場によっては、オンラインが可能ならオンラインも可能にさせていただくということで運営いただくと、日程調整が楽になるのかなと思います。そういうことをお願いさせていただきます。

【事務局】 はい。

【南川会長】 ありがとうございます。

それでは、議題イですね。お願いします。

【事務局】 次回の審議会の日程については9月を予定していますが、後日日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 できるだけ早めに調整しましょう。よろしくお願いいたします。できるだけたくさんの方に出ていただきたいと思います。

それでは、本日の議事は終了しましたので、これで終わります。どうも本日はありがとうございました。

— 了 —